

法学研究科

三つのポリシー

❖ アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

法学研究科は、建学の精神に則り、法律および政治に関する高度の学識を身につけ、わが国および世界で活躍する人材の養成を教育理念とし、研究者養成、専門職業人養成および社会人の学び直しを目的とする。

研究者志望の志願者には、研究能力および外国語能力を求める。専門職業人を目指す志願者には、専門領域の基礎知識を求める。学び直しを志す社会人には、社会経験にもとづく法学的または政治学的素養を求める。

諸外国からの留学生も、一定の要件のもとで積極的に受け入れる。

すべての志願者に、法的ないし政治的判断力・思考力・表現力のほか、大学院学生としての知的探究心・積極性・研究倫理意識を求める。

❖ カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

法学研究科は、公法専攻と民刑事法専攻から成る。博士課程前期では、主要科目と特修科目を明示し、主要科目のうちから研究およびその講義科目のうち1科目を選定して専修科目とし、それについて修士論文を作成する。各専攻に属する科目から、専修科目以外の主要科目と特修科目を履修することが原則であるが、論文のテーマ等の理由から、他専攻の科目を履修することも可能である。博士課程後期では、博士論文のテーマに沿って、研究および講義科目を選定履修し、所定の単位を修得したうえで、博士論文を作成する。

法学研究科通常委員会は、研究者養成、専門職業人養成および社会人の学び直しのそれぞれに応じて、社会のニーズをも考慮したうえで、カリキュラムを策定し、その実効性について、定期的に検証してゆく。

法学研究科長の責任のもと、法学研究科学務委員が、履修登録時に、法学研究科全体としてのガイダンスをおこない、各指導教員が、体系的な履修となるよう、個別に指導したうえで、当該大学院学生が、履修計画書を作成する。

履修する大学院学生には、科目ごとにシラバスに記載した到達目標ならびに成績評価基準および方法にもとづいて学習成果を挙げる事が求められる。

❖ ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

修士（法学）および博士（法学）のいずれの学位についても、学位論文作成にあたっては、指導教員と相談のうえあらかじめ作成した論文作成計画書にもとづいて、テーマ





の設定・先行研究の渉猟・第一次資料研究・概要作成・資料および文献の補充・下書き作成・最終原稿作成・要旨作成・口頭試問原稿作成の段階ごとに、指導教員による学習成果の評価を受けなければならない。

修士（法学）の学位授与の要件としては、的確な問題意識、首尾一貫した論述、適切な研究・調査方法、十分な外国文献読解能力を求める。修士の学位論文については、主査および1人以上の副査の論文審査委員が、別に定めるガイドラインに則り、公正かつ厳格に審査する。その合否判定は、法学研究科通常委員会でおこなう。あわせて、公開の修士論文発表会を開催する。

博士（法学）の学位授与の要件としては、修士（法学）の学位授与要件に加えて、一定の研究業績の蓄積、体系的論述および当該研究領域における学術的貢献を求める。博士学位申請者は、学位申請論文提出にあたり、指導教員または主査もしくは主査予定教員による類似度判定を受けなければならない。博士の学位論文については、主査および2人以上の副査の論文審査委員が、別に定めるガイドラインに則り、公正かつ厳格な審査をおこない、審査報告書および口頭試問の結果を法学研究科通常委員会に報告する。博士学位申請者は、法学研究科通常委員会が開催する公開の公聴会に出席し、論文内容を発表する。学位授与の合否判定は、法学研究科通常委員会でおこなう。合格した博士学位論文は、福岡大学のリポジトリ上に原則として全文を公開しなければならない。

